

標誌會社労働争議ニ関し前報後ノ状況左記ノ通ニ有之
記

一 事業主側

星社長ニ於テハ各未拂給料金策ノ爲引續キ奔走シ居
シルカ目下ノ状況ニテハ殆ト不可能ニシテコカイ
ニノ製造モ原料ノ干渉上意ノ如ク退場セズ地面在社
々負及従業員ニ交付シテル京ビル敷金ニ十万円処分
ハ元未敷金トシテ京ビル會社ニ寄托セルハ星社長ニ
又トテノ販賣品仕入先主リ保障金トシテ預リ之ヲ更
ニ敷金トシテ寄托セルモノニテ若シ敷金カ全従業員
ニ交付セラル、時ハ前掲保証金トシテ預入セル商人
等ノ損失トナル干渉上之等ノ者ハ曩日所轄大崎署ニ

出頭シ陳情スル処アリタリ 而テ右保証金預リ主ハ
星社長ニテラウスシテ星社長ニ代表西某(社員石義ト
ナレル爲メ星社長ノ白紙委任状ニヨリ譲渡シ得ベキ
性質ニテラウナル等所謂ニ十万円問題ヲ困リテテリケ
一トナル干渉アリテ社員従業員ノ手ニ飯スル迄ハ尚
幾多ノ迂余曲折アルベク斯クテ此間社員従業員ノ生
活ハ益々困難ノ状況ニ陥リ一層ノ紛争ヲ見ルベキ状
態ニ在リ

二 争議側

労働者支部星分会所属職工六十九名ハ前報ノ如ク
八月分給料金題支給ラ没ケタルニヨリ平穩トナリタ
ルカ尔後七月分未拂給料(十五分)請求ニ付寄々抗議中